

屋外広告物県下一斉指導取締りを実施しました (平成20年度)

屋外広告物が無秩序に掲出されると、安全な交通を妨げ、良好な景観を損ねることから、県等では、山梨県屋外広告物条例により、違反広告物をなくす取組みを行ってきております。

なお、屋外広告物の適正な表示が行われるよう、通常パトロールのほか、関係機関の協力を得て、年2回、屋外広告物県下一斉指導取締りを実施しています。平成20年度は、第1回目の取り締まりを平成20年9月8日から12日、第2回目の取り締まりを平成21年2月23日から2月27日にかけて行い、合計738枚の違反広告物の除却を行いました。

平成20年度一斉取締りによる簡易除却枚数

	除却枚数		
	第1回	第2回	合計
県	119	54	173
甲府市	83	103	186
南アルプス市	37	32	69
甲斐市	16	11	27
早川町	0	0	0
道志村	0	0	0
忍野村	0	12	12
小菅村	0	0	0
富士河口湖町	19	6	25
東京電力	88	94	182
NTT	34	30	64
除却合計	396	342	738

違反広告物の簡易除却数(一斉取締)

